

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整理 番号	配243690001	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)							(氏名又は名称)			(住所又は所在地)						
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)							(名称)			(所在地)						
									太田川森林組合 代表理事組合長 井居 勇次			山県郡安芸太田町大字上殿261番地						
									北広島町長 箕野 博司			山県郡北広島町有田1234						
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)										経営管理実 施権の始期	経営管理実 施権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理実施権に 基づいて行われる 経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控 除してなお利益がある場合 において甲に支払われる べき金銭(D)の額の算定 方法	乙に支払われるべ き金銭がある場合 における当該金銭 (E)の額の算定方 法	備考			
番号	所 在					地番	林班	小班	地目							面積 ha	現況 樹種	現況 林齢
1	北広島町川小田鍛冶屋谷					10001-1	128	001	山林	0.96	ザツ	68	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690051
2	北広島町川小田鍛冶屋谷					10002-1	128	005	山林	3.75	ザツ	63	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690051
3	北広島町川小田鍛冶屋谷					10011	128	001	山林	0.36	ザツ	53	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690051
4	北広島町川小田鍛冶屋谷					10014	128	003	山林	0.79	ヒノキ	55	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690049
5	北広島町川小田鍛冶屋谷					10018	128	005	山林	0.30	ザツ	63	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690048
6	北広島町川小田鍛冶屋谷					10019-1	128	006	山林	0.85	ヒノキ	52	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690051
7	北広島町川小田鍛冶屋谷					10019-1	128	006	山林		スギ	52	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690051
8	北広島町川小田鍛冶屋谷					10019-2	128	007	山林	1.41	アカマツ	52	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690051
9	北広島町川小田鍛冶屋谷					10019-2	128	007	山林		ザツ	88	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690051
10	北広島町川小田鍛冶屋谷					10028	128	007	山林	0.58	ザツ	83	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690053
11	北広島町川小田鍛冶屋谷					10032-1	128	004	山林	1.16	ザツ	56	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690032
12	北広島町川小田野々谷					10124-4	138	001	山林	2.33	ザツ	63	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690049
13	北広島町川小田野々谷					10124-4	138	001	山林		アカマツ	63	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690049
14	北広島町川小田野々谷					10124-6	138	003	山林	0.53	ヒノキ	36	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690053

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)									経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 (終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる 経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控 除してなお利益がある場合 において甲に支払われる べき金銭(D)の額の算定 方法	乙に支払われるべき金銭がある場合 における当該金銭 (E)の額の算定方法	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
15	北広島町川小田野々谷	10124-10	138	003	山林	0.66	ヒノキ	34	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690044
16	北広島町川小田野々谷	10124-11	138	004	山林	0.92	アカマツ	33	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690049
17	北広島町川小田野々谷	10124-71	138	008	山林	0.46	ヒノキ	36	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690053
18	北広島町川小田野々谷	10124-77	138	006	山林	0.32	ヒノキ	34	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690044
19	北広島町川小田野々谷	10134-1	138	016	山林	0.19	ヒノキ	50	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690037
20	北広島町川小田野々谷	10139-5	138	004	山林	3.41	ザツ	93	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690039
21	北広島町川小田野々谷	10139-5	138	004	山林		スギ	93	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690039
22	北広島町川小田野々谷	10146-1	138	001	山林	0.38	ザツ	73	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690047
23	北広島町川小田野々谷	10146-1	138	001	山林		ヒノキ	47	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690047
24	北広島町川小田野々谷	10149-1	138	004	山林	1.25	ザツ	93	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690047
25	北広島町川小田野々谷	10149-1	138	004	山林		スギ	58	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690047
26	北広島町川小田野々谷	10152-1	138	004	山林	0.28	ザツ	98	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690047
27	北広島町川小田野々谷	10153-1	138	006	山林	2.72	ザツ	78	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690040
28	北広島町川小田野々谷	10153-1	138	006	山林		スギ	73	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690040
29	北広島町川小田野々谷	10154-2	138	007	山林	0.32	ザツ	58	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690037
30	北広島町川小田野々谷	10154-2	138	007	山林		スギ	58	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690037
31	北広島町川小田野々谷	10156	138	009	山林	0.43	スギ	99	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690047
32	北広島町川小田野々谷	10160-1	138	003	山林	1.66	アカマツ	78	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690032
33	北広島町川小田野々谷	10161-7	138	003	山林	0.55	ザツ	78	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690040
34	北広島町川小田野々谷	10161-8	138	002	山林	3.06	アカマツ	78	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690051

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)									経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 (終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる 経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控 除してなお利益がある場合 において甲に支払われる べき金銭(D)の額の算定 方法	乙に支払われるべき金銭がある場合 における当該金銭 (E)の額の算定方法	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
35	北広島町川小田野々谷	10161-18	138	001	山林	1.25	ヒノキ	53	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690040
36	北広島町川小田野々谷	10161-21	138	001	山林	0.49	ザツ	56	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690032
37	北広島町川小田野々谷	10161-38	138	001	山林	0.41	その他	0	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690047
38	北広島町川小田野々谷	10161-39	138	001	山林	1.02	その他	0	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690049
39	北広島町川小田野々谷	10161-49	138	009	山林	0.43	アカマツ	88	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690035
40	北広島町川小田野々谷	10161-52	138	001	山林	1.14	ザツ	63	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690047
41	北広島町川小田野々谷	10161-54	138	003	山林	0.63	ヒノキ	39	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690045
42	北広島町川小田野々谷	10161-57	138	006	山林	0.55	アカマツ	56	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690045
43	北広島町川小田野々谷	10161-59	138	002	山林	0.84	ヒノキ	51	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690037
44	北広島町川小田野々谷	10161-59	138	002	山林		アカマツ	68	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690037
45	北広島町川小田野々谷	10161-65	138	004	山林	0.63	スギ	63	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690037
46	北広島町川小田野々谷	10161-67	138	007	山林	1.42	アカマツ	63	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690040
47	北広島町川小田野々谷	10161-67	138	007	山林		スギ	73	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690040
48	北広島町川小田野々谷	10161-67	138	007	山林		ヒノキ	73	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690040
49	北広島町川小田下山	10226-1	127	002	山林	0.24	ヒノキ	33	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690031
50	北広島町川小田下山	10258-1	126	002	山林	1.24	ザツ	66	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690049
51	北広島町川小田下山	10277	126	002	山林	1.43	ザツ	92	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690052
52	北広島町川小田下山	10279-1	127	003	山林	0.61	ヒノキ	40	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690036
53	北広島町川小田下山	10279-2	127	004	山林	0.03	ザツ	67	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690036
54	北広島町川小田下山	10281-1	127	005	山林	1.05	ヒノキ	40	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690038

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)									経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭(E)の額の算定方法	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
55	北広島町川小田下山	10281-2	127	006	山林	0.89	ヒノキ	40	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690038
56	北広島町川小田下山	10281-3	127	006	山林	0.11	ヒノキ	40	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690038
57	北広島町川小田下山	10283-1	127	010	山林	1.05	ヒノキ	40	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690028
58	北広島町川小田下山	10283-2	127	011	山林	0.22	ヒノキ	40	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690028
59	北広島町川小田下山	10286-1	127	003	山林	0.88	ヒノキ	41	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690028
60	北広島町川小田下山	10286-2	127	004	山林	0.16	ヒノキ	41	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690028
61	北広島町川小田下山	10288-1	127	007	山林	1.21	ヒノキ	40	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690038
62	北広島町川小田下山	10288-2	127	008	山林	0.46	ヒノキ	40	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690038
63	北広島町川小田下山	10289-1	127	009	山林	0.95	ヒノキ	40	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690028
64	北広島町川小田下山	10289-2	127	010	山林	0.08	ヒノキ	40	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690028
65	北広島町川小田下山	10290-1	127	011	山林	2.11	ヒノキ	39	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690041
66	北広島町川小田下山	10290-1	127	011	山林		ヒノキ	40	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690041
67	北広島町川小田下山	10290-2	127	012	山林	0.27	ヒノキ	40	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690041
68	北広島町川小田下山	10292-1	127	001	山林	2.54	ヒノキ	36	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690034
69	北広島町川小田下山	10292-2	127	002	山林	0.81	ヒノキ	36	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690034
70	北広島町川小田下山	10292-3	127	002	山林	0.00	ヒノキ	39	公告日	2043.08.31	別添1参照	別添2参照	—	集233690034

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)									Aの森林所有者(甲)		丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丙が乙にEを支払うべき時期	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称			
1	北広島町川小田鍛冶屋谷	10001-1	128	001	山林	0.96	ザツ	68			別添3参照	—	集233690051
2	北広島町川小田鍛冶屋谷	10002-1	128	005	山林	3.75	ザツ	63			別添3参照	—	集233690051
3	北広島町川小田鍛冶屋谷	10011	128	001	山林	0.36	ザツ	53			別添3参照	—	集233690051
4	北広島町川小田鍛冶屋谷	10014	128	003	山林	0.79	ヒノキ	55			別添3参照	—	集233690049
5	北広島町川小田鍛冶屋谷	10018	128	005	山林	0.30	ザツ	63			別添3参照	—	集233690048
6	北広島町川小田鍛冶屋谷	10019-1	128	006	山林	0.85	ヒノキ	52			別添3参照	—	集233690051
7	北広島町川小田鍛冶屋谷	10019-1	128	006	山林		スギ	52			別添3参照	—	集233690051
8	北広島町川小田鍛冶屋谷	10019-2	128	007	山林	1.41	アカマツ	52			別添3参照	—	集233690051
9	北広島町川小田鍛冶屋谷	10019-2	128	007	山林		ザツ	88			別添3参照	—	集233690051
10	北広島町川小田鍛冶屋谷	10028	128	007	山林	0.58	ザツ	83			別添3参照	—	集233690053
11	北広島町川小田鍛冶屋谷	10032-1	128	004	山林	1.16	ザツ	56			別添3参照	—	集233690032
12	北広島町川小田野々谷	10124-4	138	001	山林	2.33	ザツ	63			別添3参照	—	集233690049
13	北広島町川小田野々谷	10124-4	138	001	山林		アカマツ	63			別添3参照	—	集233690049
14	北広島町川小田野々谷	10124-6	138	003	山林	0.53	ヒノキ	36			別添3参照	—	集233690053
15	北広島町川小田野々谷	10124-10	138	003	山林	0.66	ヒノキ	34			別添3参照	—	集233690044
16	北広島町川小田野々谷	10124-11	138	004	山林	0.92	アカマツ	33			別添3参照	—	集233690049
17	北広島町川小田野々谷	10124-71	138	008	山林	0.46	ヒノキ	36			別添3参照	—	集233690053
18	北広島町川小田野々谷	10124-77	138	006	山林	0.32	ヒノキ	34			別添3参照	—	集233690044
19	北広島町川小田野々谷	10134-1	138	016	山林	0.19	ヒノキ	50			別添3参照	—	集233690037
20	北広島町川小田野々谷	10139-5	138	004	山林	3.41	ザツ	93			別添3参照	—	集233690039
21	北広島町川小田野々谷	10139-5	138	004	山林		スギ	93			別添3参照	—	集233690039

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)									Aの森林所有者(甲)		丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丙が乙にEを支払うべき時期	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称			
22	北広島町川小田野々谷	10146-1	138	001	山林	0.38	ザツ	73			別添3参照	—	集233690047
23	北広島町川小田野々谷	10146-1	138	001	山林		ヒノキ	47			別添3参照	—	集233690047
24	北広島町川小田野々谷	10149-1	138	004	山林	1.25	ザツ	93			別添3参照	—	集233690047
25	北広島町川小田野々谷	10149-1	138	004	山林		スギ	58			別添3参照	—	集233690047
26	北広島町川小田野々谷	10152-1	138	004	山林	0.28	ザツ	98			別添3参照	—	集233690047
27	北広島町川小田野々谷	10153-1	138	006	山林	2.72	ザツ	78			別添3参照	—	集233690040
28	北広島町川小田野々谷	10153-1	138	006	山林		スギ	73			別添3参照	—	集233690040
29	北広島町川小田野々谷	10154-2	138	007	山林	0.32	ザツ	58			別添3参照	—	集233690037
30	北広島町川小田野々谷	10154-2	138	007	山林		スギ	58			別添3参照	—	集233690037
31	北広島町川小田野々谷	10156	138	009	山林	0.43	スギ	99			別添3参照	—	集233690047
32	北広島町川小田野々谷	10160-1	138	003	山林	1.66	アカマツ	78			別添3参照	—	集233690032
33	北広島町川小田野々谷	10161-7	138	003	山林	0.55	ザツ	78			別添3参照	—	集233690040
34	北広島町川小田野々谷	10161-8	138	002	山林	3.06	アカマツ	78			別添3参照	—	集233690051
35	北広島町川小田野々谷	10161-18	138	001	山林	1.25	ヒノキ	53			別添3参照	—	集233690040
36	北広島町川小田野々谷	10161-21	138	001	山林	0.49	ザツ	56			別添3参照	—	集233690032
37	北広島町川小田野々谷	10161-38	138	001	山林	0.41	その他	0			別添3参照	—	集233690047
38	北広島町川小田野々谷	10161-39	138	001	山林	1.02	その他	0			別添3参照	—	集233690049
39	北広島町川小田野々谷	10161-49	138	009	山林	0.43	アカマツ	88			別添3参照	—	集233690035
40	北広島町川小田野々谷	10161-52	138	001	山林	1.14	ザツ	63			別添3参照	—	集233690047
41	北広島町川小田野々谷	10161-54	138	003	山林	0.63	ヒノキ	39			別添3参照	—	集233690045
42	北広島町川小田野々谷	10161-57	138	006	山林	0.55	アカマツ	56			別添3参照	—	集233690045

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)									Aの森林所有者(甲)		丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丙が乙にEを支払うべき時期	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称			
43	北広島町川小田野々谷	10161-59	138	002	山林	0.84	ヒノキ	51			別添3参照	—	集233690037
44	北広島町川小田野々谷	10161-59	138	002	山林		アカマツ	68			別添3参照	—	集233690037
45	北広島町川小田野々谷	10161-65	138	004	山林	0.63	スギ	63			別添3参照	—	集233690037
46	北広島町川小田野々谷	10161-67	138	007	山林	1.42	アカマツ	63			別添3参照	—	集233690040
47	北広島町川小田野々谷	10161-67	138	007	山林		スギ	73			別添3参照	—	集233690040
48	北広島町川小田野々谷	10161-67	138	007	山林		ヒノキ	73			別添3参照	—	集233690040
49	北広島町川小田下山	10226-1	127	002	山林	0.24	ヒノキ	33			別添3参照	—	集233690031
50	北広島町川小田下山	10258-1	126	002	山林	1.24	ザツ	66			別添3参照	—	集233690049
51	北広島町川小田下山	10277	126	002	山林	1.43	ザツ	92			別添3参照	—	集233690052
52	北広島町川小田下山	10279-1	127	003	山林	0.61	ヒノキ	40			別添3参照	—	集233690036
53	北広島町川小田下山	10279-2	127	004	山林	0.03	ザツ	67			別添3参照	—	集233690036
54	北広島町川小田下山	10281-1	127	005	山林	1.05	ヒノキ	40			別添3参照	—	集233690038
55	北広島町川小田下山	10281-2	127	006	山林	0.89	ヒノキ	40			別添3参照	—	集233690038
56	北広島町川小田下山	10281-3	127	006	山林	0.11	ヒノキ	40			別添3参照	—	集233690038
57	北広島町川小田下山	10283-1	127	010	山林	1.05	ヒノキ	40			別添3参照	—	集233690028
58	北広島町川小田下山	10283-2	127	011	山林	0.22	ヒノキ	40			別添3参照	—	集233690028
59	北広島町川小田下山	10286-1	127	003	山林	0.88	ヒノキ	41			別添3参照	—	集233690028
60	北広島町川小田下山	10286-2	127	004	山林	0.16	ヒノキ	41			別添3参照	—	集233690028
61	北広島町川小田下山	10288-1	127	007	山林	1.21	ヒノキ	40			別添3参照	—	集233690038
62	北広島町川小田下山	10288-2	127	008	山林	0.46	ヒノキ	40			別添3参照	—	集233690038
63	北広島町川小田下山	10289-1	127	009	山林	0.95	ヒノキ	40			別添3参照	—	集233690028
64	北広島町川小田下山	10289-2	127	010	山林	0.08	ヒノキ	40			別添3参照	—	集233690028

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)									Aの森林所有者(甲)		丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丙が乙にEを支払うべき時期	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称			
65	北広島町川小田下山	10290-1	127	011	山林	2.11	ヒノキ	39			別添3参照	—	集233690041
66	北広島町川小田下山	10290-1	127	011	山林		ヒノキ	40			別添3参照	—	集233690041
67	北広島町川小田下山	10290-2	127	012	山林	0.27	ヒノキ	40			別添3参照	—	集233690041
68	北広島町川小田下山	10292-1	127	001	山林	2.54	ヒノキ	36			別添3参照	—	集233690034
69	北広島町川小田下山	10292-2	127	002	山林	0.81	ヒノキ	36			別添3参照	—	集233690034
70	北広島町川小田下山	10292-3	127	002	山林	0.00	ヒノキ	39			別添3参照	—	集233690034
この計画に同意する。 権利の設定を受ける者(丙) 住 所(同上) 太田川森林組合 代表理事組合長 井居 勇次 権利の設定をする市町村(乙) 住 所(同上) 北広島町長 箕野 博司													

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) (B)欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
- (3) 備考欄には、経営管理権集積計画の整理番号を記載すること。
- (4) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定められた経営管理権集積計画に基づく森林の場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (5) 当該経営管理実施権配分計画の内容に関して丙が乙に提出した企画提案書及び図面を添付すること。

2 共通事項

この経営管理実施権配分計画の定めるところにより設定される経営管理実施権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

丙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 善管注意義務

- ① 丙が経営管理実施権に基づき経営管理を行うに当たっては、善良なる管理者の注意を持って甲の利益に最も適合するように配慮しなければならない。
- ② 甲は、この経営管理実施権配分計画の定める事項について、丙に対して義務の履行を求めることができる。

(3) 監督義務

乙は、丙に対して当該森林の経営管理の状況等について報告を年1回徴収することで、当該森林において経営管理が行われるよう努めなければならない。

(4) 報告義務

丙は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回報告しなければならない。

(5) 経営管理実施権の対象とする森林

当該森林にある立木は、甲に帰属する。

(6) 経営管理実施権及び経営管理受益権の設定

この経営管理実施権配分計画の公告により、丙に経営管理実施権が、甲及び乙に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

丙に設定された経営管理実施権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(7) 経営管理実施権の設定等の条件

- ① 乙は、当該森林に係る経営管理権集積計画を取り消す場合にはあらかじめ丙に通知するものとし、当該経営管理権集積計画を取り消した場合は、当該経営管理実施権配分計画を取り消すものとする。
- ② 乙は、丙が次のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち丙に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 偽りその他不正な手段により乙に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 森林経営管理法第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合
 - ウ 当該森林について経営管理を行っていないと認める場合
 - エ 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合
 - オ 正当な理由がなくて（4）の報告をしない場合
- ③ 乙は、災害その他の事由により当該森林において、丙が（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難であると認めるときは、この経営管理実施権配分計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ④ 丙は、1の個別事項に定める経営管理実施権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、甲及び乙の同意を得るものとする。
- ⑤ 乙及び丙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理実施権に関する事項は変更しないものとする。
- ⑥ 丙は、当該経営管理実施権の全部又は一部について、第三者に移転若しくは設定してはならない。
- ⑦ 丙の権利義務の全部を承継した者は、当該経営管理実施権についても承継するものとし、丙又は当該権利義務の全部を承継した者は、あらかじめ、その旨を甲及び乙に通知するものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、丙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 丙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは丙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された森林作業道その他の施設を使用し、若しくは丙以外の者に使用させることができる。
- ② 丙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に路網その他の施設を設置し、又は丙以外の者に設置させることができる。この場合において、丙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 丙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(10) 災害等による経営管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、丙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

- ① 丙は、丙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 丙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、丙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理実施権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- ① 経営管理実施権の存続期間の満了した場合において、甲乙丙の間で金銭の支払(1の個別事項に定める丙から甲に支払われるべき金銭及び丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していないことにより、丙が甲から預かった金銭のうち甲に返還すべき金銭除く。)は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- ② 経営管理実施権の存続期間の途中において経営管理実施権が消滅した場合において、丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していない場合は、丙は甲に対して、実施していない経営管理の経費に相当する額を支払うものとする。

(13) その他

この経営管理実施権配分計画に定めのない事項及びこの経営管理実施権配分計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙が協議して定める。

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林			経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
① 利用間伐・主伐等	所在	林班 小班	○ 利用間伐・主伐により生じた木材の販売並びに主伐後の植栽及び保育を実施するものとする。 ○ 主伐後の植栽については、スギ等を2,000本/ha程度の密度で植え付けるとともに、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に6年生以上となるようにするものとする。 ○ 保育については、存続期間終了時に成林するよう、2～6年生時までの間に下刈を3回以上実施するものとする。また、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に11年生以上になる場合は、11～15年生時に除伐1回を実施するものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	北広島町川小田鍛冶屋谷10001-1	128 001	
	北広島町川小田鍛冶屋谷10002-1	128 005	
	北広島町川小田鍛冶屋谷10011	128 001	
	北広島町川小田鍛冶屋谷10014	128 003	
	北広島町川小田鍛冶屋谷10018	128 005	
	北広島町川小田鍛冶屋谷10019-1	128 006	
	北広島町川小田鍛冶屋谷10019-2	128 007	
	北広島町川小田鍛冶屋谷10028	128 007	
	北広島町川小田鍛冶屋谷10032-1	128 004	
	北広島町川小田野々谷10124-6	138 003	
	北広島町川小田野々谷10124-10	138 003	
	北広島町川小田野々谷10124-71	138 008	
	北広島町川小田野々谷10124-77	138 006	
	北広島町川小田野々谷10134-1	138 016	
	北広島町川小田野々谷10139-5	138 004	
	北広島町川小田野々谷10146-1	138 001	
	北広島町川小田野々谷10149-1	138 004	
	北広島町川小田野々谷10152-1	138 004	
	北広島町川小田野々谷10153-1	138 006	
	北広島町川小田野々谷10154-2	138 007	
	北広島町川小田野々谷10156	138 009	
	北広島町川小田野々谷10161-49	138 009	
	北広島町川小田野々谷10161-52	138 001	
	北広島町川小田野々谷10161-54	138 003	
	北広島町川小田野々谷10161-57	138 006	
	北広島町川小田野々谷10161-59	138 002	
	北広島町川小田野々谷10161-65	138 004	
	北広島町川小田下山10226-1	127 002	
	北広島町川小田下山10277	126 002	
	北広島町川小田下山10279-1	127 003	
	北広島町川小田下山10279-2	127 004	
	北広島町川小田下山10281-1	127 005	
	北広島町川小田下山10281-2	127 006	
	北広島町川小田下山10281-3	127 006	
	北広島町川小田下山10283-1	127 010	
	北広島町川小田下山10283-2	127 011	
	北広島町川小田下山10286-1	127 003	

	北広島町川小田下山10286-2	127	004	
	北広島町川小田下山10288-1	127	007	
	北広島町川小田下山10288-2	127	008	
	北広島町川小田下山10289-1	127	009	
	北広島町川小田下山10289-2	127	010	
	北広島町川小田下山10290-1	127	011	
	北広島町川小田下山10290-2	127	012	
	北広島町川小田下山10292-1	127	001	
	北広島町川小田下山10292-2	127	002	
	北広島町川小田下山10292-3	127	002	
② 保育 間伐	所在	林班	小班	○ 保育間伐については、必要に応じて20年生時又は30年生時に保育間伐1回を実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
③ 巡視 活動 のみ	所在	林班	小班	○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	北広島町川小田野々谷10124-4	138	001	
	北広島町川小田野々谷10124-11	138	004	
	北広島町川小田野々谷10160-1	138	003	
	北広島町川小田野々谷10161-7	138	003	
	北広島町川小田野々谷10161-8	138	002	
	北広島町川小田野々谷10161-18	138	001	
	北広島町川小田野々谷10161-21	138	001	
	北広島町川小田野々谷10161-38	138	001	
	北広島町川小田野々谷10161-39	138	001	
	北広島町川小田野々谷10161-67	138	007	
	北広島町川小田下山10258-1	126	002	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

	対象森林			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
①	所在	林班	小班	（1．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から主伐に係る経費（路網整備を含む。）、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費（路網整備を含む。）、木材の販売に係る経費その他経営管理に要する経費として乙が算定した額を控除した額とする。 （2．木材の販売収益の額の算定方法） ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （3．伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する主伐に係る経費（路網整備を含む。）、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽及び保育等に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する利用間伐に係る経費（路網整備を含む。）及び木材の販売等に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 （4．留意事項） ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。 ○ 経営管理実施権配分計画に添付した甲に支払う金銭の見積額に対して、木材価格の大幅な変動等により主伐・利用間伐における甲に支払うべき金銭の額が20%以上の増減を見込む場合には、丙は事前に木材の販売収益や伐採等に係る経費等を算定した上で、実施の可否等を甲乙丙において協議して定めるものとする。
	北広島町川小田鍛冶屋谷10001-1	128	001	
	北広島町川小田鍛冶屋谷10002-1	128	005	
	北広島町川小田鍛冶屋谷10011	128	001	
	北広島町川小田鍛冶屋谷10014	128	003	
	北広島町川小田鍛冶屋谷10018	128	005	
	北広島町川小田鍛冶屋谷10019-1	128	006	
	北広島町川小田鍛冶屋谷10019-2	128	007	
	北広島町川小田鍛冶屋谷10028	128	007	
	北広島町川小田鍛冶屋谷10032-1	128	004	
	北広島町川小田野々谷10124-6	138	003	
	北広島町川小田野々谷10124-10	138	003	
	北広島町川小田野々谷10124-71	138	008	
	北広島町川小田野々谷10124-77	138	006	
	北広島町川小田野々谷10134-1	138	016	
	北広島町川小田野々谷10139-5	138	004	
	北広島町川小田野々谷10146-1	138	001	
	北広島町川小田野々谷10149-1	138	004	
	北広島町川小田野々谷10152-1	138	004	
	北広島町川小田野々谷10153-1	138	006	
	北広島町川小田野々谷10154-2	138	007	
	北広島町川小田野々谷10156	138	009	
	北広島町川小田野々谷10161-49	138	009	
	北広島町川小田野々谷10161-52	138	001	
	北広島町川小田野々谷10161-54	138	003	
	北広島町川小田野々谷10161-57	138	006	
	北広島町川小田野々谷10161-59	138	002	
	北広島町川小田野々谷10161-65	138	004	
	北広島町川小田下山10226-1	127	002	
	北広島町川小田下山10277	126	002	
	北広島町川小田下山10279-1	127	003	
	北広島町川小田下山10279-2	127	004	
	北広島町川小田下山10281-1	127	005	

[illegible]

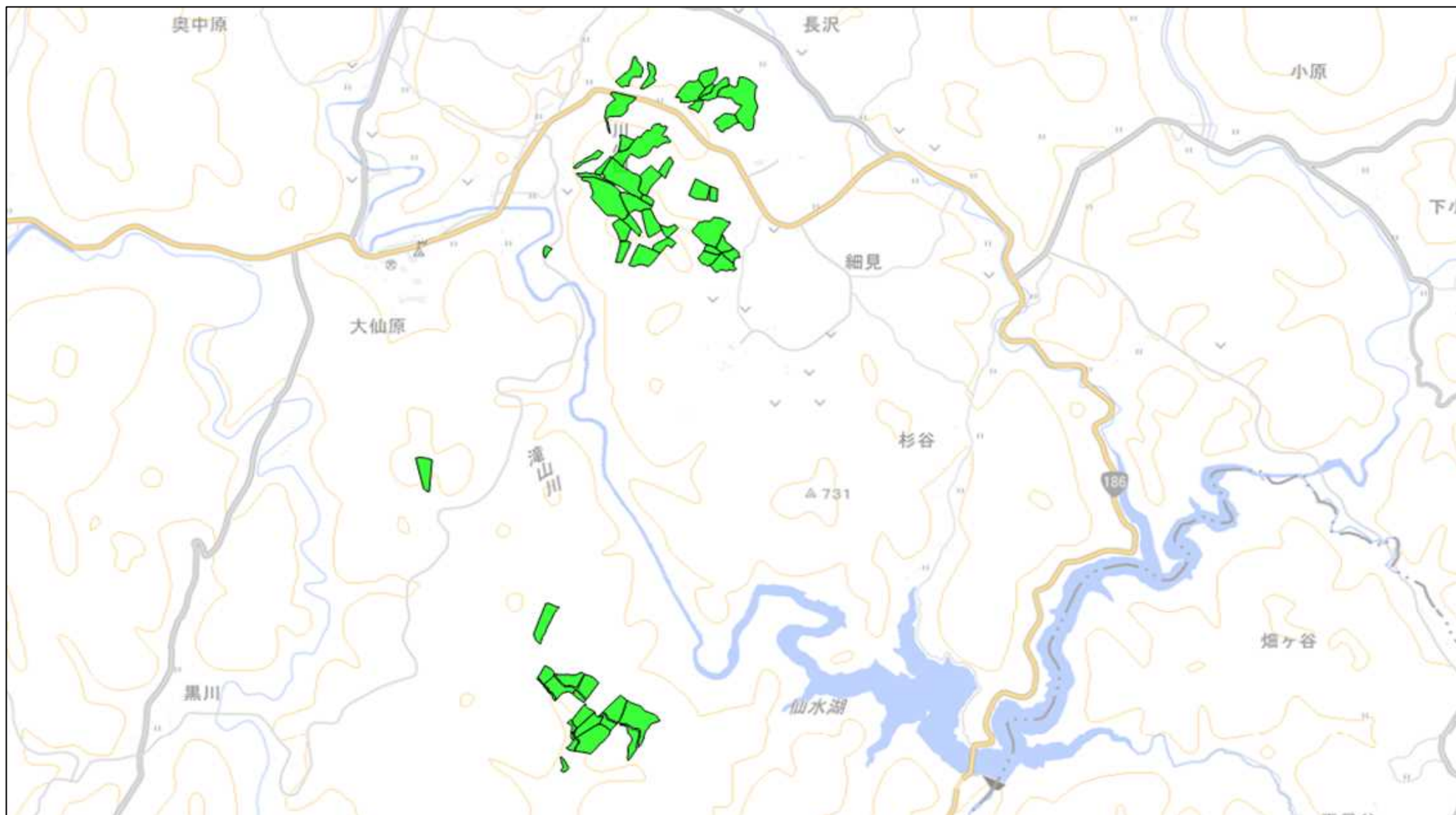
別添 3 丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

	対象森林			丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
①	所在	林班	小班	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座
	北広島町川小田鍛冶屋谷10001-1	128	001	
	北広島町川小田鍛冶屋谷10002-1	128	005	
	北広島町川小田鍛冶屋谷10011	128	001	
	北広島町川小田鍛冶屋谷10014	128	003	
	北広島町川小田鍛冶屋谷10018	128	005	
	北広島町川小田鍛冶屋谷10019-1	128	006	
	北広島町川小田鍛冶屋谷10019-2	128	007	
	北広島町川小田鍛冶屋谷10028	128	007	
	北広島町川小田鍛冶屋谷10032-1	128	004	
	北広島町川小田野々谷10124-6	138	003	
	北広島町川小田野々谷10124-10	138	003	
	北広島町川小田野々谷10124-71	138	008	
	北広島町川小田野々谷10124-77	138	006	
	北広島町川小田野々谷10134-1	138	016	
	北広島町川小田野々谷10139-5	138	004	
	北広島町川小田野々谷10146-1	138	001	
	北広島町川小田野々谷10149-1	138	004	
	北広島町川小田野々谷10152-1	138	004	
	北広島町川小田野々谷10153-1	138	006	
	北広島町川小田野々谷10154-2	138	007	
	北広島町川小田野々谷10156	138	009	
	北広島町川小田野々谷10161-49	138	009	
	北広島町川小田野々谷10161-52	138	001	
	北広島町川小田野々谷10161-54	138	003	
	北広島町川小田野々谷10161-57	138	006	
	北広島町川小田野々谷10161-59	138	002	
	北広島町川小田野々谷10161-65	138	004	
	北広島町川小田下山10226-1	127	002	
	北広島町川小田下山10277	126	002	

[illegible]

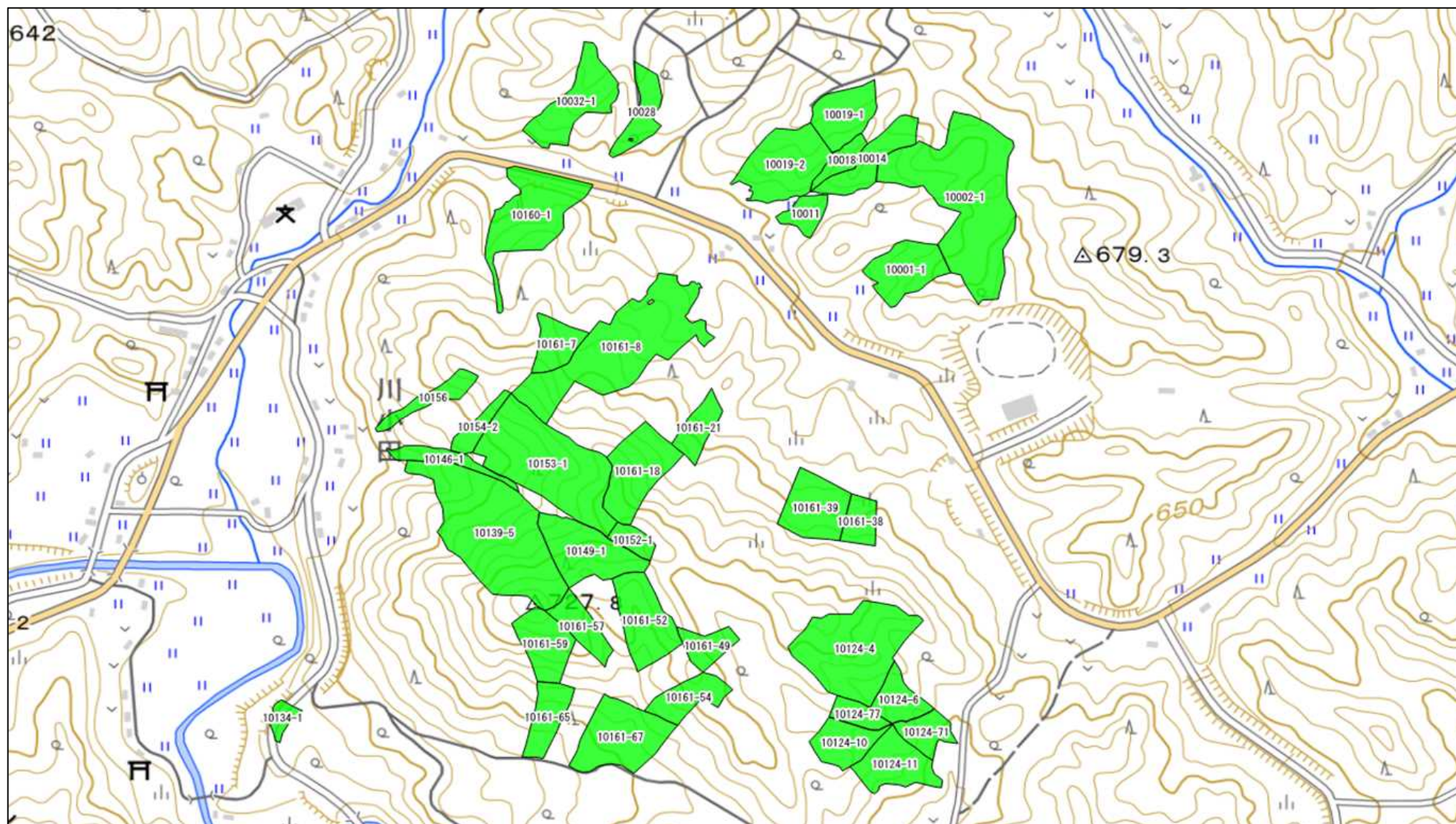
北広島町川小田地区 経営管理実施権配分計画森林【126~128・138林班】位置図

配243690001



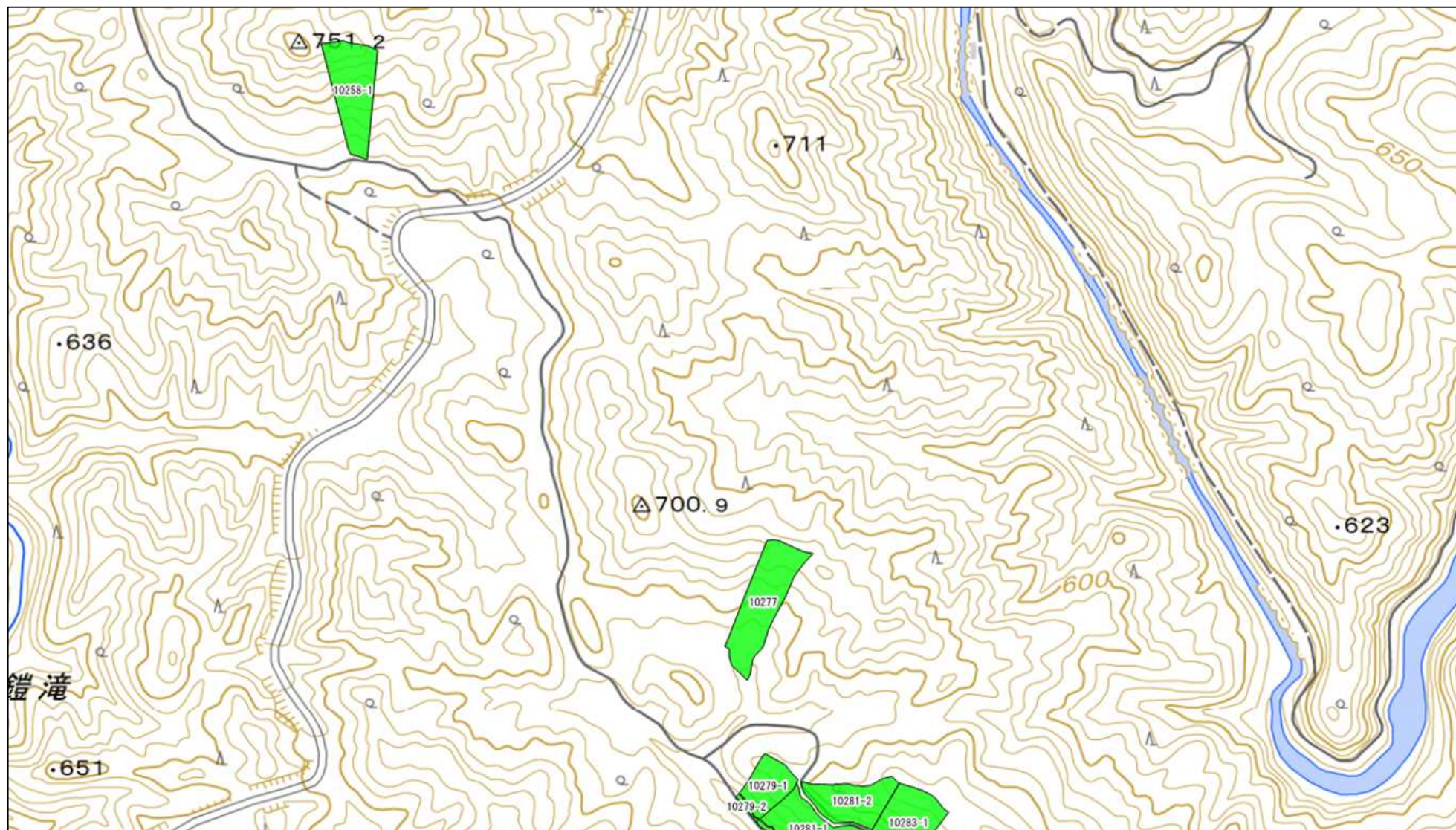
北広島町川小田地区 経営管理実施権配分計画森林【126~128・138林班】位置図

配243690001



北広島町川小田地区 経営管理実施権配分計画森林【126~128・138林班】位置図

配243690001



北広島町川小田地区 経営管理実施権配分計画森林【126~128・138林班】位置図

配243690001

